

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件: 平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

2017年1月5日

準備書面4

(「平成28年版人権教育・啓発白書」に関する意見)

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士	河 村 健 夫	
同	山 本 志 都	
同	指 宿 昭 一	
同	中 井 雅 人	

【意見の趣旨】

- 1 「平成28年版人権教育・啓発白書」が「同和問題をめぐる人権侵害事案」の項目において、特に「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発す

る目的で特定の地域を同和地区であると指摘」する例を取り上げていることは正当である。

- 2 法務省が行う人権侵害事案への対応策は、その相手方の任意の協力がなければ実効性を欠く。したがって、相手方の任意の協力が得られないケースにおいては、仮処分等の司法的処分を用いて被害の拡大を防止することが何より必要であり、本件においても妥当する。

【意見の理由】

1 「平成 28 年版人権教育・啓発白書」における記載の概要

「平成 28 年版人権教育・啓発白書」(以下「白書」とも表記する)は、「同和地区をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応」と題する項目において、特に、インターネット上において「特定の地域を同和地区であると指摘する」等の行為を取り上げている。

「白書」としては網羅的な記述が求められており、一定の紙幅の限界があるなかで、多種多様な形態がある部落差別のうちから「インターネット上における同和地区の暴露」問題を取り上げたのは正當であると債権者は評価する。

理由は、インターネットを利用した部落差別が広範かつ深刻な人権侵害をもたらすためである。

2 インターネットの特性と、インターネットを利用した人権侵害の特徴

インターネットは各種のコンピュータネットワークを利用した電子情報のや

り取りの集積であり、①情報発信の容易性、②情報発信者の匿名性、③情報の保存・転載の容易性（情報拡散の容易性）、といった特徴を有する。

そのため、インターネット登場以前における部落差別事件とは比較にならないほど深刻かつ広範囲な人権侵害が引き起こされる可能性があり、現実に発生している。

たとえば、「特定の地域を同和地区であると指摘」する例にしても、1975年以降発覚の「部落地名総鑑事件」では、探偵社の経営者などが企業を秘密裏に訪問し、世間に知られぬように「部落地名総鑑」を売りさばくという形態で発生しており、実際に「特定の地域を同和地区である」と認識できた人間は限られた。

しかしながら、本件のようにインターネットを利用して差別情報のバラまきを行うケースでは、債務者自らが「地名総鑑の原点」「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にパンパン売って金儲けしますよ」などと差別情報の拡散についてツイッター上で宣伝して事態を煽っている。同和地区とされる地域の情報を入手したいと考える者は、インターネットで検索を行えば当該情報にたどり着くことができ、電子化された情報をダウンロードして容易に同和地区とされる地域の場所を特定できるのである。

このため、差別を引き起こす情報が拡散するスピードは高く、「部落地名総鑑」事件の際と比較して格段の被害を生じている。

なお、債務者は、本件に至って突然同和地区に関する情報をインターネット上でバラまき始めたわけではなく、例えば、「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」と題してインターネット上の地図に同和地区の所在を落とし込んだ情報を公開するなど、繰り返し、インターネットを利用して差別に利用される情報をバラまくことに固執し、深刻な被害を生じさせてきた人物である。

3 インターネットを利用した差別情報のバラまきが看過できない事

態となっており、新たな部落差別に対応した新規立法がなされていること

平成28年12月9日、部落差別解消推進法が国会において可決成立したが、同法はその第1条(目的)において、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえと規定している。

法案の審議においても、「人権問題、差別についても、インターネットの影響などで差別の形態が変化してきているのではないかと思います。私も提出者の一人ですが、部落差別の解消の推進に関する法律案を目下御審議いただいておりますけれども、部落差別についても、インターネットを使ってさまざまな誹謗中傷がなされており、また、部落地名総鑑なるものを発刊、そしてネット上で販売しようとしている動きもあるようでございます」（平成28年10月19日、衆議院法務委員会）であるとか、「法案の第1条の目的のところにもありますけれども、インターネットをはじめとする情報化の進展に伴って、半永久的に情報の閲覧が可能となる形で部落差別に関する情報が拡散しているなどの状況の変化があるということもまた厳然たる事実でございます」（平成28年12月8日 参議院法務委員会）などの発言がなされるとおり、債務者の行為を含め、インターネットで差別情報をバラまく行為が深刻な被害を発生させており、新規立法をもって同和問題（部落差別問題）の解消を図らなければならぬ旨の立法事実が存在していることが示されている。

なお、同法案審議においては、本事件において裁判所が示したのと同様に、法務省（人権擁護局）が把握する同和問題に関する人権侵犯事件の件数が前提事実として検討されている。その内容は、同和問題に関する人権侵犯事案の全体件数について、平成25年に80件、平成26年に107件、平成27年度で113件（処理件数であるので、裁判所が今回示した資料における開始件数とは件数が異なる）とした上で、インターネット上の情報につき法務省が削除

依頼をした件数を特に取り上げている。削除要請の件数は平成25年に5件、平成26年で10件、平成27年で30件と急速に増加中であり、同法案がこのような事情の変化に応じて、改めて部落差別の解消につき必要な措置を定めていることが明らかである。この件数の検討の際には、

「かつての同和地区の地名、世帯数、人口などが記載された全国部落調査復刻版なるものがインターネット上で出てきている、こういう事案もあるというふうに承知をしております」

として言及されており（平成28年12月8日 参議院法務委員会）、本件における債務者の行為に関し、立法者が現に進行する深刻な人権侵害事案として把握していることも明らかとなっている。

さらに、同国会における「法務省では、インターネットを悪用した人権問題についてまして、平成14年度から人権週間における啓発強調事項、すなわち特に強調して啓発すべき人権課題の1つとしておりまして、特に、近年はインターネットの普及、携帯電話やスマートフォンの利用者の増大に伴い、インターネットを悪用した人権問題が深刻化している状況を踏まえ」との政府委員答弁（平成28年11月22日 参議院法務委員会）からも明らかだとおり、法務省として、インターネットを悪用した人権問題について、特段の取り組みが必要であると認識していることが明らかである。

このように、部落差別の中でもインターネットを利用した人権侵害事案については特段の対策が必要なことは明らかであり、裁判所が示した「白書」において、特に「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘」する例を取り上げていることは正当である。

4 法務省による対応では、今回のようなケースに対しては限界があること

上記のとおり、法務省（行政当局）としてもインターネットを利用した部落差別問題の深刻化を適切に把握し、対策を講じていることは認められるものの、その対策は相手方が任意に協力しないと実効性がないという問題がある。

本件における債務者の各行為が発覚した後、債権者らは債務者に対して自主的に出版等を取りやめることを求めるとともに、法務省へ債務者の行為を報告し、法務省において債務者に対処することを求めた。

しかし、債務者の対応は全くゼロであった。

「同和地区 wiki」の閉鎖を求められた債務者は「仮にここで約束をしたとしても必ず破る」と嘯いてこれを拒絶し（疎甲11号証）、「同和地区 wiki」における債務者の行為を「人権擁護上到底看過することができない」として「直ちに前記各行為を中止した上、今後、同様の行為を行うことのないよう」求める法務省の説示に対しては「単に文書を読んで渡す、それだけの意味しかない」（疎甲26号証）などと開き直り、インターネット上における差別情報のバラまきを続行した。

裁判所の仮処分によりホームページからの情報の仮の削除が発令されてようやく、債務者は情報発信を止めたのである。

しかしながら、債務者は「あとは、各自保存したデータで自由にやってくださいませ。仮処分の効力は私に対してだけです」「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ」などとツイッター上で発言し、全国部落調査の印刷用データをダウンロードすることを推奨して裁判所の出版禁止仮処分命令の脱法化を図るなど、何とかして差別情報を拡散し、金儲けをしたいという願望を吐露して恥じない。

現状は、裁判所による仮処分の発令がかろうじて、債務者の行為を掣肘する効果を果たしている状態であり、法務省による行政指導等には限界があり、司法権が人権擁護の役割を適切に果たすことが求められることが如実に明らかくなっている。

5 結論

以上より、債権者は、

- (1) 「人権教育・啓発白書」が「同和問題をめぐる人権侵害事案」の項目において、特に「インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘」する例を取り上げていることは正当である。
- (2) 法務省が行う人権侵害事案への対応策は、その相手方の任意の協力がなければ実効性を欠く。したがって、相手方の任意の協力が得られないケースにおいては、仮処分等の司法的処分を用いて被害の拡大を防止することが何よりも必要であり、本件においても妥当する。

と考える次第である。

以上